

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	53
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課)	53
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防災害課)	53
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	54

道人事委員会規則

○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則等の一部を改正する規則…	54
---	----

告示

北海道告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、狩場利別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成24年4月17日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成24. 4. 1	理事	鈴木 幹 男	瀬棚郡今金町字豊田107番地の38
同	同	同	酒井 誠 一	久遠郡せたな町北檜山区若松867番地2
同	同	同	北條 隆 夫	同 せたな町北檜山区徳島596番地
同	同	同	宗 像 安 夫	同 せたな町北檜山区西丹波1241番地
同	同	同	山 田 康 夫	同 せたな町北檜山区栄309番地
同	同	同	村 上 隆 文	瀬棚郡今金町字稲穂183番地の2
同	同	同	岡 島 隆 祐	久遠郡せたな町北檜山区愛知1800番地
同	同	同	中 野 公 郎	瀬棚郡今金町字八束26番地
同	同	同	田 中 文 夫	同 今金町字神丘701番地
同	同	監事	佐 藤 弘 一	同 今金町字鈴金13番地の7
同	同	同	本 多 雄 二	久遠郡せたな町北檜山区丹波57番地
同	同	同	齊 藤 隆 俊	瀬棚郡今金町字稲穂112番地の6
退任	平成24. 3. 31	理事	鈴木 幹 男	同 今金町字豊田107番地の38

同	同	同	酒 井 誠 一	久遠郡せたな町北檜山区若松867番地2
同	同	同	北 條 隆 夫	同 せたな町北檜山区徳島596番地
同	同	同	宗 像 安 夫	同 せたな町北檜山区西丹波1241番地
同	同	同	山 田 康 夫	同 せたな町北檜山区栄309番地
同	同	同	黒 須 隆 之	瀬棚郡今金町字住吉6番地の1
同	同	同	新家子 幸 夫	久遠郡せたな町北檜山区愛知1703番地
同	同	同	田 畑 友 明	瀬棚郡今金町字八束997番地の1
同	同	同	田 中 文 夫	同 今金町字神丘701番地
同	同	監事	事 佐 藤 弘 一	同 今金町字鈴金13番地の7
同	同	同	吉 田 実	久遠郡せたな町北檜山区東丹羽223番地1
同	同	同	仁 木 幹 男	瀬棚郡今金町字田代65番地の6

北海道告示第271号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成24年4月17日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
猿払南部	一般農道整備 [集乳農道]	平成23. 9. 8
豊 別	草地整備 [担い手中核型] (農業用道路、区画整理)	同 23. 11. 25

北海道告示第272号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月17日

北海道知事 高橋 はるみ

松前二越1地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱番号
松前郡	松前町	二越	72番1	1
同	同	同	72番3	2
同	同	同	31番1	3

同	同	同	31番3	4
同	同	同	31番3地先国有地	5
同	同	同	31番1地先国有地	6
同	同	同	31番2地先国有地	7
同	同	同	72番3地先国有地	8
同	同	同	72番1地先国有地	9

北海道告示第273号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年4月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽星野3（Ⅰ-1-270-807）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市星野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽張碓7（Ⅱ-1-70-623）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市張碓町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則等の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成24年4月17日

北海道人事委員会委員長 中澤 義則

北海道人事委員会規則6-42

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則等の一部を改正する規則（職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部改正）

第1条 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6-6）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、同項第3号に掲げる事項のうち、警察官（警察官として勤務した経験を有する者）の選考に係る実施計画及び合格者の決定については、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

別表第2の4の項右欄第9号の次に次の1号を加える。

(10) 警察官（警察官として勤務した経験を有する者）

（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）

第2条 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項中第56号を第57号とし、第21号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

21 任用委任規則第2条第2項の規定に基づく警察官（警察官として勤務した経験を有する者）の選考に係る実施計画及び合格者の決定に係る任命権者からの協議を受けること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。